

本事業は、復興基金を活用した2020年度までの事業です(2021年度以降の支援はありません!)。  
事業活用を希望される農業者の方は、下記のお問い合わせ先までお早めにご相談ください。

## 農業用施設防災・減災事業について

熊本地震による被災状況を踏まえ、農業用施設において耐震化等の防災・減災対策を緊急に支援することにより、今後の地震発生時の被害を最小限に抑え、災害に強い農業経営の実現を目指します。

### <1 支援の対象となる内容と補助率>

#### ① 防油堤の整備



加温ハウスへの防油堤の整備に係る経費

- ・重油抜取、一時保管、再給油に係る経費
- ・設置に係る一連の経費（タンクの一時移動、整地、防油堤運搬・設置、送油管及び配管工事費等）

補助率：1/2以内

補助金上限：100万円

#### ② 園芸施設の耐震化

いちご高設ベンチ、果樹棚等の補強に係る経費

補助率：1/2以内 補助金上限：50万円

#### ③ 集出荷貯蔵施設の耐震化

集出荷貯蔵施設における機械設備の固定に係る経費

補助率：1/2以内 補助金上限：50万円

#### ④ 畜産関連設備の耐震化

畜産関連機械設備の固定に係る経費

補助率：1/2以内 補助金上限：50万円

#### <2019年度事業内容の拡充>

- ・防油堤を設置する場所を確保するためのハウスの一部解体・改修費を補助対象
- ・農家1戸当たりの補助金上限額を50万円から100万円に引き上げ

### <2 補助対象者>

- ・熊本市に居住する農業者
  - ・熊本市に住所を有する農業者が組織する団体
- ※ただし、防油堤整備の場合は、その整備箇所が熊本市内の農地であれば熊本市外に居住する農業者も対象とする。

### <3 募集期間>

平成31年（2019年）4月1日（月）～2020年3月31日（火）

※予算の範囲内で事業申込み先着順の採択となります。お早めにお申込みください。

### <4 事業実施期間>

平成30年度（2018年度）～2020年度の3年間

お問い合わせ先	東区・中央区	東農業振興課（東区役所内）	電話 096-367-9137
		※ 4/1以降は東部まちづくりセンター内	
	西区	西農業振興課（西区役所内）	電話 096-329-1158
	南区	南農業振興課（南区役所内）	電話 096-357-4139
	北区	北農業振興課（北区役所内）	電話 096-272-1117

熊本市 農水局 農業支援課(096-328-2384)

# 施設園芸農家の皆様へ ＜ ストップ！ 油流出事故 ＞

現在、熊本市では農業用燃料タンクから油が漏れ、河川等へ流出する事故が多発しています。

流出した油は回収が大変難しく、回収作業等には莫大な費用がかかり、その費用は、**事故を起こした者【原因者】が負担**することになります。

さらに、**園芸産地としての信用低下にもつながりかねません！**

※ H24 年10 月に発生した事故では、**約30 万円**が請求されました(約600ℓ流出)。

## 農業用施設防災・減災事業について

熊本市では、地震災害に強い産地体制を構築するため、平成30 年度から3 年間に**限定**し、園芸施設等の耐震化整備等に対し下記のとおり支援します。特に熊本地震では農業用燃料タンクが倒壊し油流出事故も発生したことから**防油堤の整備を重点的に推進**しますので、未整備の農業者の方は事業取組みをお願いします。

### 【事業内容等】

事業内容	補助率	補助金上限
<b>防油堤の整備</b>	<b>1/2以内</b>	<b>100万円</b>
園芸施設(果樹棚等)の耐震化		<b>50万円</b>
集出荷貯蔵施設の耐震化		
畜産関連施設の耐震化		



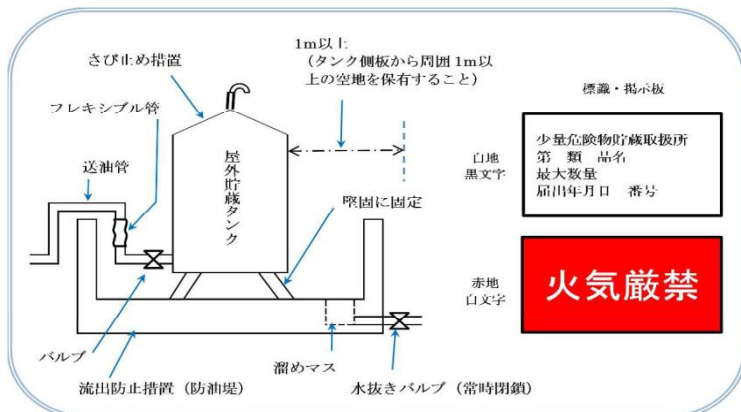
【事業受付期間】平成31年(2019年)4月1日(月)～2020年3月31日(火)

※ 申請に必要な書類は、区役所内農業振興課に準備してありますので、お早目にご相談下さい。

- 農業用ハウスの暖房用燃料として、下記数量の屋外貯蔵タンクを設置する場合、熊本市火災予防条例の規定により、管轄する消防署への届出が必要です。

軽油・灯油	200リットル以上、1,000リットル未満
重油	400リットル以上、2,000リットル未満

- 主な設置基準は下図のとおりです。



■ 条例に違反した管理を行った場合等は、処罰されることもあります。

■ 届出や設置基準の詳細については、管轄する消防署(指導課予防班)にお問い合わせ下さい。